

6 建設発生土対策の確立

提出先 総務省、法務省、国土交通省

【提案項目】

建設発生土の適正処理を実効あるものにするため、次の措置を講じること。

1 建設発生土の適正処理に関する法律の制定

建設発生土の適正処理については、県域を越える課題ととらえ、建設発生土の適正処理に関する法律を制定すること。

- (1) 建設発生土処分場の設置については許可制とし、国民の生活の安全を確保できる許可基準を定めること。
- (2) 発生者（建設工事等請負者）に適正処理及び報告を義務付けること。
- (3) 不適正な処理を行った者に対する罰則規定（法人重課を含む。）を定めること。

2 地方自治法の罰則規定の強化

1の措置を講じるまでの間、条例による不適正な処理を行った者に対する罰則を重くできるようにするため、地方自治法の罰則規定を強化すること。

【提案理由等】

建設工事等に伴って発生する建設発生土は、「資源の有効な利用の促進に関する法律」により再利用すべき資源として位置付けられているが、首都圏では再利用の量を上回る建設発生土が発生し、その多くが山間部の森林等において処理されている。

森林法では、このような森林の開発行為について、1ヘクタール以上であれば開発許可が必要として規制しているが、それに満たない面積は届出を要することとしており、規制力が弱い。

建設発生土の運搬、埋立て等の処理について規定する法律がないことなどから、一部の建設発生土は不適正に放置され、土砂の崩壊や流出等により、県民生活に不安が生じている。

そこで、本県では「神奈川県土砂の適正処理に関する条例」を平成11年10月から施行し、土砂埋立行為を許可制にするとともに、県内においては建設発生土の搬出について届出を要することとし、不適正な処分地に、建設発生土が搬入されないよう規制している。

- 1 当該規制では、県外で発生した建設発生土が県域を越えて、県内の不適正な処分地に流入してくることは規制できないなど条例での規制には限界があるため、国レベルでの建設発生土の適正処理に関するルールづくりが必要である。
- 2 条例において不適正な処理を行った者に対する罰則規定を定めているが、地方自治法は、条例で科す罰則に上限規定を設けており、当該上限は、故意に大量の建設発生土を違法に投棄する者などに対する罰則として、抑止力・感銘力を発揮するために十全ではない。このため、1のルールづくりを講じるまでの間、当該上限規定を改め、条例で罰則規定（法人重課を含む。）を強化できるようにすることが必要である。

（神奈川県担当課：県土整備局建設リサイクル課）